## ○江南丹羽環境管理組合公害防止委員会設置条例

平成11年2月26日 条 例 第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、江南丹羽環境管理組合(以下「組合」という。)の現有施設について、 公害の発生を防止し、地域住民の健康で快適な生活環境を図るため、江南丹羽環境管理組合 公害防止委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(委員会の委員)

- 第2条 前条に規定する委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 施設周辺 2 地区代表者
    - ア 丹羽郡大口町河北上郷区 5人以内
    - イ 犬山市羽黒第二区地区 5人以内
  - (2) 学識経験のある者 2人以内
  - (3) 組合構成自治体担当部長
- 2 前項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 なお、委員がその職を辞し、新たに委員となった者の任期は、それぞれ前任者の残任期間 とする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。
  - (1) 協定書、覚書の履行状況及び改定に関すること。
  - (2) 放流水質に関すること。
  - (3) 大気、騒音、振動、悪臭並びに土壌に関すること。
  - (4) その他施設の運営及び公害防止のため、必要であると認められること。 (組合の責務)
- **第4条** 組合は、施設の運営について、委員会の意見を尊重し公害防止に努めなければならない。

(委員会の組織等)

- 第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の中から互選する。
  - (1) 委員長は、委員会を総理する。
  - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員長が招集するものとする。
  - (1) 委員会は、定例会として年2回開催するものとする。
  - (2) 定例会のほか、委員から要求があったときは、必要に応じて臨時会を開催できるものと する
  - (3) 委員会は、必要に応じ識見を有する者又は関係行政機関の職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。